

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第16号

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市遺児修学手当支給条例の一部改正)

第1条 瀬戸市遺児修学手当支給条例(昭和48年瀬戸市条例第11号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (定義) 第2条 この条例において「児童」とは、義務教育就学中(6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいい、期間経過後も引き続いて中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。)の者をいう。 2 <省略> | (定義) 第2条 この条例において「児童」とは、義務教育就学中(6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいい、期間経過後も引き続いて中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の中学部に在学する場合には、その在学する間を含む。)の者をいう。 2 <省略> |

(瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例(昭和53年瀬戸市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(受給資格者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる資格（以下「受給資格」という。）を有する者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則に定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で<u>18歳以下の者</u>（<u>18歳の者</u>にあつては、<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>を18歳以下の者とし、同日後引き続いて小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）</p> <p>(2)から(4)まで <省略></p> <p>2から5まで <省略></p> | <p>(受給資格者)</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる資格（以下「受給資格」という。）を有する者（以下「受給資格者」という。）は、本市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則に定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>（同日後引き続いて小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの（以下「母子家庭の母」という。）</p> <p>(2)から(4)まで <省略></p> <p>2から5まで <省略></p> |

（瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校<u>(義務教育学校の前期課程を含む。以下第18条第1項及び第2項において同じ。)</u>に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2から5まで <省略></p> <p>(職員)</p> <p>第10条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)から(9)まで <省略></p> <p>4及び5 <省略></p> | <p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2から5まで <省略></p> <p>(職員)</p> <p>第10条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)から(9)まで <省略></p> <p>4及び5 <省略></p> |

(瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第4条 瀬戸市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和42年瀬戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 <省略></p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校又は義務教育学校の前期課程就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 <省略></p> | <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 <省略></p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 <省略></p> |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。